

備品管理の不備

対象受検 機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
茨田高等学校	備品出納簿と現物の照合確認を抽出により行ったところ、備品出納簿に登載されているにもかかわらず、現物が確認できないものがあった。					<p>現物が存在しない原因を調査の上、備品出納簿を修正するなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <p>今後は定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠くことのないよう、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>現物確認ができなかった備品について、教職員全員を対象に原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。</p>
	品 種	品 目 商品名	当 初 受 入 年 月 日	数 量	金 額	<p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。</p> <p>一 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分)</p> <p>第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。</p> <p>特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。</p> <p>については、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、照合確認等すること。</p> <p>5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。</p>	<p>廃棄済であるにもかかわらず備品台帳に記載されていた備品について、不用決定を行った。</p> <p>今後は、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うことで、適正な管理を行う。</p>
	家具什器類	その他器具類 テレビ	昭和51年3月31日	1	112,000 円		
	機械器具類	光学器具類 カメラ	平成1年4月20日	1	147,500 円		
	機械器具類	光学器具類 ビデオカメラ	昭和62年1月27日	1	203,000 円		
	機械器具類	光学器具類 ビデオカメラ	平成5年8月31日	1	160,000 円		
	機械器具類	光学器具類 ビデオカメラ	平成6年7月13日	1	180,456 円		
	機械器具類	光学器具類 ビデオカメラ	平成7年8月7日	1	201,468 円		
	機械器具類	光学器具類 ビデオカメラ	平成9年8月6日	1	207,900 円		
	機械器具類	光学器具類 ビデオカメラ一式	平成11年11月12日	1	186,000 円		

		<p>【適正な会計事務手続きの徹底について】（平成24年3月31日 会計局長通知）</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各 所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では 毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするな ど）、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておく こと。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年2月7日）